

知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会
(産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合 (第1回))
議事次第

日 時：平成28年10月24日 (月) 15:30～17:22

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第一特別会議室

1. 開会

- ・石原副大臣挨拶
- ・豊田政務官挨拶

2. 議事

- (1) 「知的財産推進計画2016」の取組状況について
- (2) 知財戦略に関連する政府内の動きと今後の検討体制について
- (3) 意見交換

3. 閉会

○小野寺参事官 定刻になりましたので、ただいまから「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合）」を開催いたします。

本日は、御多忙のところを御参集いただき、まことにありがとうございます。

私は内閣府知的財産戦略推進事務局参事官をしております小野寺と申します。よろしくお願いたします。

本委員会は、平成25年10月25日に知財戦略本部長決定により開催されることとなりました有識者会議でございます。本年5月に策定した「知的財産推進計画2016」の検証及び次期計画策定に向けて、有識者の皆様方のさまざまな御知見をおかりしたいと考えております。

まず、御出席の石原副大臣、豊田大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思ひます。

石原副大臣、お願いたします。

○石原副大臣 本日は御多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

8月より内閣府副大臣として知的財産戦略を担当することになりました。どうぞよろしくお願いたします。

本年5月に「知的財産推進計画2016」の策定に当たっては、検証・評価・企画委員会の皆様方から多大な御貢献をいただいたとお聞きしております。厚く御礼を申し上げます。

5月の本部会合において、安倍総理からは、我が国の知的財産を守るだけにとどまってはならない。知的財産を活用し、イノベーションの創出に取り組む企業、大学などの挑戦者を力強く後押しするため、政府一丸となって知的戦略を進めていく旨の発言がありました。

推進計画2016では、次世代知財システムの構築や知財教育の推進など、まさにイノベーションに向けての総合的な方策が打ち出されたと思ひます。推進計画2016の実施状況を検証し、さらに新たな課題を議論して、次の推進計画2017につなげる会議が、この検証・評価・企画委員会です。

安倍政権が掲げる強い経済を実現するため、人工知能やビッグデータなどの技術的な進歩やグローバルな動向も見据えながら、攻めの姿勢で我が国の知財戦略を強化することが重要であります。それをこの会議で御議論いただきたいと考えております。

この合同会合では、昨年から本委員会の委員となつていただいている方々に加え、今回新たに5名の方に委員に就任いただきました。

なお、座長は産業財産権分野では渡部俊也委員、コンテンツ分野では中村伊知哉委員にお願いたしました。引き続き委員会の議論をリードいただきますように、よろしくお願申し上げます。

両座長を初め、それぞれの分野で高い知見を有する委員の皆様には精力的な御議論をお願し、本委員会における議論が実りある成果につながることを期待いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

○小野寺参事官 石原副大臣、ありがとうございます。

続きまして、豊田大臣政務官、お願いいたします。

○豊田政務官 ただいま御紹介いただきました、8月より内閣府大臣政務官として知的財産戦略を担当することになりました豊田俊郎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

検証・評価・企画委員会の先生方には、日ごろから知的財産戦略の推進に御尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。

知的財産基本法には、この法律の目的として「内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため」と記してございます。

現在、第4次産業革命やSociety5.0と言われる技術と社会の発展が進んで、イノベーションに向けた国際的な競争が加速しているところでございます。今こそ我が国の成長のためには、知的財産の創出、活用、保護、全般にわたって進化した戦略が必要となっております。

先生方に御議論をいただく知的財産推進計画2017が、これまでの推進計画のさらなる高みを目指す挑戦的なものとなることを期待して、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○小野寺参事官 ありがとうございます。

なお、石原副大臣、豊田大臣政務官は、他の公務の関係で17時過ぎに途中退席されます。

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、お手元の議事次第のとおり、事務局の資料が1～5、また相澤委員、荒井委員から御提出いただいた資料が6と7、参考資料が1～4となっております。落丁などがございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

続きまして、新しいサイクルでの第1回目の会合でございますので、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

最初に、相澤英孝委員です。

○相澤委員 相澤でございます。

○小野寺参事官 荒井寿光委員です。

○荒井委員 荒井です。

○小野寺参事官 新しく委員に就任された伊丹勝委員です。

○伊丹委員 伊丹です。よろしく申し上げます。

○小野寺参事官 内山隆委員です。

○内山委員 内山でございます。よろしく申し上げます。

○小野寺参事官 奥村洋一委員です。

○奥村委員 奥村でございます。よろしく申し上げます。

- 小野寺参事官 近藤健治委員です。
 - 近藤委員 近藤でございます。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 斉藤正明委員です。
 - 斉藤委員 斉藤でございます。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 佐田洋一郎委員です。
 - 佐田委員 佐田でございます。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 重村一委員です。
 - 重村委員 重村でございます。
 - 小野寺参事官 瀬尾太一委員です。
 - 瀬尾委員 瀬尾でございます。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 新しく委員に就任された高倉成男委員です。
 - 高倉委員 高倉でございます。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 長澤健一委員です。
 - 長澤委員 長澤でございます。
 - 小野寺参事官 中村伊知哉委員です。
 - 中村座長 中村です。よろしくどうぞ。
 - 小野寺参事官 野坂雅一委員です。
 - 野坂委員 野坂です。よろしくお願いたします。
 - 小野寺参事官 新しく委員に就任された土生哲也委員です。
 - 土生委員 土生と申します。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 宮川美津子委員です。
 - 宮川委員 宮川です。よろしくお願いたします。
 - 小野寺参事官 宮河恭夫委員です。
 - 宮河委員 よろしくお願いたします。
 - 小野寺参事官 山本貴史委員です。
 - 山本委員 山本です。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 吉井重治委員です。
 - 吉井委員 吉井です。よろしくお願いたします。
- 新しく委員に就任された早稲田祐美子委員は、所用によりおくれて出席されます。
- 小野寺参事官 渡部俊也委員です。
 - 渡部座長 渡部でございます。よろしくお願いたします。
 - 小野寺参事官 また、新しく委員に就任された江村克己委員代理の浅井様。
 - 浅井委員代理 浅井でございます。よろしくお願いたします。
 - 小野寺参事官 小林喜光委員代理の正木様。
 - 正木委員代理 正木でございます。よろしく申し上げます。
 - 小野寺参事官 日覺昭廣委員代理の吉沢様にも御出席いただいております。

委員の皆様には、お手元に鶴保内閣府特命担当大臣からの構成員指名書を配付しております。

続きまして、本委員会の座長に就任いただきました渡部委員、中村委員より、一言ずつ御挨拶を頂戴いたします。

渡部座長、よろしくお願ひいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

昨年度から引き続き産業財産権分野担当の座長を務めさせていただきます渡部でございます。よろしくお願ひいたします。

本検証・評価・企画委員会は、文字どおり毎年の知的財産推進計画の着実な実行を図るための検証と評価が重要な柱であります。加えて、今般よく言われる第4次産業革命という言葉が示すように、極めて大きな産業構造、就業構造の変化が予想される中、新たな産業の創出と育成に資する知財戦略というものが緊急に求められていると考えております。

そこでは、かつてというか、権利化中心の知財化戦略というものが、今までの中心の一つだった。それでカバーされない多様な情報財等の存在、そういうものが企業、そして国の産業競争力をも決するほどに重要になりつつある中、先ほど石原副大臣の御挨拶でも挑戦者という言葉が出てまいりましたけれども、変化にあらがうのではなく、変化を利する組織や人を強力に後押しする知財戦略を議論し提言することが求められていると思います。

そのために、政府においても分野横断的な検討が必要になります。現在、関連する検討が政府内で同時に行われておりますし、今後も行われようとしているところでありますけれども、知的財産戦略本部のこの委員会は、まさにその要となるべき役割の一つであると思います。そのような議論に、ぜひ貢献できればと思います。

また、委員の皆様には、ぜひとも積極的に議論に御参加いただき、有意義な委員会にしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○小野寺参事官 渡部座長、ありがとうございました。

中村座長、よろしくお願ひいたします。

○中村座長 コンテンツの分野を担当いたします中村伊知哉でございます。

前のラウンドでは、海外展開やアーカイブといった従来からの重要なテーマに力を入れました。同時に人工知能、ビッグデータを含む次世代の知財システムについて、世界に先駆けて取り組んだところでございますが、その結果、著作権制度の大きな見直しの論議が始まっておりますし、人工知能の知財問題も大きな議論を巻き起こしたところでございます。

この新しいラウンドでは、新しい情報財の議論へと踏み込もう、それと同時に映画の検討も始めるということで、気合を入れ直したいと思っています。

リオ五輪の閉会式では、安倍首相が雨の中をマリオになってくださいます、コンテンツを重視している政府の姿勢が伝わりました。しっかりと受けとめてまいりたいと思います。よろしくどうぞお願ひいたします。

○小野寺参事官 中村座長、ありがとうございました。

ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いいたします。

○渡部座長 それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、知財推進計画2016の取組状況の検証でございます。資料1として、知的財産推進計画2016の施策の取組状況について、事務局で関係府省から資料提供、ヒアリング等を踏まえた整理をしております。

また、資料2におきましては、平成29年度概算要求と今般成立した平成28年度補正予算の状況をまとめております。

それでは、コンテンツ分野、産業財産権分野それぞれの説明を、永山参事官、福田参事官、続けてお願いいたします。

○永山参事官 それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。知財計画2016の各施策の取組状況の資料でございます。

私からは、第1の「1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築」及び「第3. コンテンツの新規展開の推進」の2点について御説明をさせていただきます。

1ページの第1の「1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築」でございます。四角囲みが知財計画2016の概要、その下に各府省の主な取り組みをまとめさせていただいております。

知財計画2016は、3つの柱で構成されております。

第1の柱が、IoT、ビッグデータ、AIなどイノベーションの創出に向けて、柔軟性のある権利制限規定の導入も含めた新たな著作権システムの構築が必要であること。

第2の柱が、AI創作物またデータなど経済的価値の高い新たな情報財に対応した知財システムのあり方についての検討が必要。

3点目が、国境を越えたインターネット上の悪質な知財侵害に対する対応強化が必要であるということが、知財計画2016に盛り込まれております。

それについての各府省の主な取り組みでございます。

まず第1の柱は「デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築」でございます。

①の柔軟性のある権利制限規制につきましては、次期、来年の通常国会における改正法案の提出を視野に、現在、文化庁の審議会において具体的な検討がなされております。

②が著作権者不明の場合の裁定制度の見直しでございますが、これについても一定の場合に、事前許諾ではなくて、権利者判明時の支払いが可能となるように、これも次期通常国会における法改正案の提出を視野に文化庁で検討がなされております。

③の拡大集中許諾制度につきましては、我が国の課題、既存の法体系との関係についての検討を行い、今年度末までに報告書を取りまとめる予定となっております。

少し飛びまして、次の「新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築」でございます。

先ほど中村座長から話がありましたが、これについては新たな情報財の検討委員会、昨年、2016年に向けての次世代知財システム検討委員会の成果を受けた形で、新たな検討委員会を知財本部のもとに設けまして、知的財産全てを視野に入れた検討を行うこととしております。

⑦⑧は各省の検討ということで、経済産業省の取り組みでございます。

⑦が、年度末までにAIを利用した発明を現行特許法で保護する可能性を整備すること。また、3Dデータにつきましては、現行法上の取り扱い、主に間接侵害の観点から整理をするということになっております。

⑧は、データベースの保護のあり方について対応する制度について検討する新たな検討会議を立ち上げております。

⑨がIT本部の取り組みでございますが「データ流通環境整備検討会」というものを既に立ち上げておまして、IT本部では個人情報を含めたデータの流通や利活用を促進する観点から、PDS、情報銀行などの考え方も含めて、本年度中に一定の方向性を取りまとめる予定になっております。

第3の柱は知財侵害対策でございますが、⑩のリーチサイト対策につきましても文化庁の審議会が検討が行われております。現在は、現行法との関係や課題について検討を行っているということでございます。

⑪のオンライン広告対策につきましては、経済産業省で実態調査を実施するとともに、効果的な対応策を検討すべく、関係団体と協議を行ってございます。

⑫の放送コンテンツの不正流通対策につきましては、総務省で実態及び対策に関する海外動向の調査研究また対応策のあり方について、今年度中を目途に検討が行われているところでございます。

10ページの「第3. コンテンツの新規展開の促進」の①は、コンテンツの海外展開、産業基盤の強化ということでございます。

知財計画2016では、四角囲みにありますが、一つは海外展開、海外市場でのコンテンツの売り上げの増大、プラスして異業種の海外展開の企業また訪日外国人、旅行者の増加という波及効果を見出すことが重要であり、そのためには①、マッチングなどコンテンツと非コンテンツの連携強化を図ること、また、継続的なコンテンツ海外展開に向けた取り組みを行う必要があるということが、知財計画に盛り込まれております。

それを受けた各府省の取り組みでございますが、第1点目の「コンテンツと非コンテンツの連携強化」という点につきましては①、知財事務局になりますが、今年度中を目途に官民連携プラットフォームにおいて、マッチングフォーラムというものを開催することとしております。

②も知財事務局でございますが、クールジャパン拠点構築検討会において、今年度中に取りまとめを行う予定にしております。また、補正予算では、現在、拠点同士のネットワーク化に係る実証事業を実施しているところでございます。

③と④は、経済産業省と総務省でございますが、地域産業や観光産業、そういう産業とコンテンツ制作を行う企業が連携・協力したコンテンツ制作を支援する事業をそれぞれ行っております。括弧書きで最後に予算額が書いておりますが、それぞれ支援の充実を図っているところでございます。

⑤が観光庁の事業でございますが、ビジット・ジャパン関連イベントを通じて積極的に情報発信を行っていくということで、予算の充実も図られているところでございます。

11ページをごらんください。

次は「継続的なコンテンツ海外展開に向けた支援」ということで、⑦が総務省の放送コンテンツの海外展開の支援事業ということで、括弧書きの最初の3億円というのが、来年度、29年度の概算要求の額でございます。また、先日成立いたしました28年度補正予算では13.4億円ということで、支援の充実を図っているものでございます。

⑧はいわゆるJ-LOPでございますが、日本コンテンツのローカライズまたプロモーション費用の補助を実施しております。28年度補正におきましては60億円ということで、大きな予算額をいただきまして、事業を継続して実施することとしております。

⑨が文化庁の予算でございますが、映画の国際共同制作に対する制作費の支援ということで、概算要求額でございますが、現在、1.5倍程度の増額要求をしているところでございます。

ちょっと飛びまして、⑫は外務省の事業でございますが、ビジネスベースでの対応が困難な国々、中近東、アフリカ、そういう国に対するコンテンツの展開を支援するという事業で、国際交流基金を通じまして、アニメーション、ドラマを含むテレビ番組を提供し、10月現在で48カ国、171番組の放送開始が確定しているということでございます。

「コンテンツ産業基盤強化のための取組」でございます。⑬は、先ほど中村座長から若干御紹介がありましたが、知財本部のもとに、2017に向けまして映画振興施策に関する検討会議（タスクフォース）を設置する予定にしております。映画制作への支援、海外展開支援、ロケ誘致等について検討し、今年度中を目途に取りまとめをする予定にしております。

⑭⑮が人材育成の関係でございます。⑭が経済産業省で、プロデューサー人材の育成。⑮が新進芸術家、クリエイターの人材育成ということで、それぞれ経済産業省、文化庁で継続的な支援、事業を展開しているところでございます。

12ページ、⑰でございますが、経済産業省で今年7月にアニメ分野における下請ガイドラインの改訂版を公表し、現在周知を図っております。アニメ分野の制作者と下請の取引の適正化を図ることによって、制作環境の改善を図っていくこととしております。

⑲は金融庁でございますが、映画制作に係る資金調達方法の課題について、現在ヒアリングを実施しております。その結果をもとに具体的な対応について検討するというところでございます。

「模倣品・海賊版対策」につきましては、⑳の日中間を初めとする政府間交流の場を通

じまして、対策強化に向けた取り組みをしております。

②③については、各国における取り締まりの体制の整備。発展途上国を中心とした国における取り締まりの体制整備、人材育成について継続的に支援をしております。

13ページ「2. アーカイブの利活用の促進」でございます。

知財計画では、国立国会図書館をポータルサイトにして、美術館とか博物館、図書館、そういう各アーカイブ機関が連携していく方向を目指しております。

具体的には、①アーカイブ間の連携の促進またアーカイブの利活用に向けた基盤整備を図るということにしております。

関係府省の取り組みといたしましては、アーカイブ間の連携の促進ということで、知財本部を中心に関係省庁連絡会を開催し、情報共有、意見交換を実施するほか、有識者を含めた実務者協議会というものを開催しております。取組推進策について年度内を目途に検討をしているところでございます。

②としまして、我が国の代表的なアーカイブである国会図書館のアーカイブと文化庁の文化遺産オンラインを連携させるということについて、具体的に今年度中の一部連携を目指して、現在取り組みを進めているところでございます。

一番下「アーカイブの利活用に向けた基盤整備」につきましては、メタデータのオープン化またサムネイル／プレビューの取り扱いについて、現在、実務者協議会で検討を行っております。具体的なガイドラインを今年度中に取りまとめる予定にしております。

私からは以上でございます。

○福田参事官 それでは、産業財産権分野につきまして、産業競争力担当の参事官をしています福田から御説明をしたいと思っております。

私の担当は残された部分になりますけれども、最初は第1の2. になります。資料1でいきますと3ページ、予算のほうでいきますと2ページから始まるところでございます。

「2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進」というタイトルになってございますけれども、つながることがキーワードとなっております第4次産業革命時代におきまして、オープン・イノベーションを念頭に置きながら、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを実施していくことが重要ということでございまして、そのためにオープン・イノベーションにつながる産学連携及び産産連携をさらに活性化していくとともに、プロイノベーションの知財システムを構築していくことが必要ということで、推進計画には書かせていただいているところでございます。

これを踏まえまして、次の4つのカテゴリーに分けた施策に取り組んでいくということでございます。

1つ目「産学・産産連携の機能強化」という枠の下側に行っていただいて①でございますけれども、平成28年度からの新規の文科省の予算といたしまして、競合関係にある複数企業等であっても、研究成果の共有・公開が可能な基礎研究領域、すなわち非競争領域において、民間の資金とマッチングファンドによって産学協同の研究、人材育成などを行っ

ていくというものでございます。

1つ飛びまして③と④ですけれども「マッチングプランナー」や「事業プロデューサー」といった橋渡し、事業化支援人材による支援についての取り組みを実施していくというものでございます。

農水省関連で⑤と⑧がございますけれども、農林水産・食品分野におきまして、さまざまな分野との連携によりまして、新たな産学連携研究の仕組みである「知」の集積と活用場の場づくりを推進していくというものと、AI（人工知能）やIoTの活用により飛躍的な生産性の向上を図るべく、新しい技術体系を想像するための研究開発に取り組んでいくということをやっております。

2つ目のカテゴリーに行きまして「戦略的な標準化」でございます。

第4次産業革命の進展に伴う新しい分野の標準について、国際標準化の推進を行うという⑨、中堅・中小企業等の標準化の推進の⑩、⑪の海外の規制や認証に関する情報を提供することなどを通じた支援体制の強化、国際標準化機関での議長等を担う専門家人材の育成といった⑫、これら⑨～⑫にかけて、経済産業省の施策として実施していくところでございます。

3つ目のカテゴリーになります「営業秘密の保護強化」でございます。

⑮～⑱に書いてございますように、⑮の営業秘密官民フォーラムというものを今年も6月に2回目として開催をしてございます。

⑯の「大学における秘密情報の保護ハンドブック」というものを現在策定中で、間もなく公表予定と聞いてございます。

⑰のINPITにおける営業秘密管理のワンストップ支援の拡充というものにも取り組んでいく。

⑱としまして、特許庁におきまして営業秘密の情報等に関する電子文書に付されたタイムスタンプ情報を保管するシステムの設計・開発を実施しているところでございます。

最後のカテゴリー、4つ目「知財マネジメント人材等の育成」でございます。⑳にございますように、企業経営者等を対象といたしまして、研修プログラムの策定、知財ケースファイル等の教材開発、検証研修等を実施しているところでございます。

続きまして、第2の1番目でございます。予算のほうでいきますと7ページ目になります。

「1. 知財教育・知財人材育成の充実」というところでございまして、推進計画におきましては、現状の知的財産教育におきましては、初等中等教育の教科間の連携が不十分であるとか、あるいは教員を助ける手だてが不足している、先進的な取り組みを実施する大学が一部に限られるといった御指摘がされているところでございます。そうした課題を踏まえまして、また3つのカテゴリーに分けて施策に取り組んでいるところでございます。

1つ目、小中高等学校、大学等における知財教育の推進ということで、下に行っていただきまして、①として、発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創

造性を育むということを行っていくとともに、知的財産の意義に関する理解を育むという方向で、現在、学習指導要領の改訂が実施されているということでございます。

②として、知財教育に関する現状及び必修化を採用する先進的な大学の取り組みを促進していくために、国立大学工学部長会議等でこうした紹介をさせていただいて、取り組みを促しているところでございます。

③として、経営系専門職大学院におけるコアカリキュラムを策定するに当たりまして、知的財産を含めたコア科目のあり方について、現在、ビジネス分野、MOT分野について検討されていると聞いてございます。

法科大学院につきましては、法科大学院における優れた知財関係の先進的な取り組みを評価して、公的支援を加算するプログラムを実施するというところでございます。

2つ目のカテゴリーに行きまして「地域・社会と協同した学習支援体制の構築」になります。

④として、地域・社会との協同のための学習支援体制の構築を支援するために、現在、仮称ではございますけれども、知財教育推進コンソーシアムというものの年度内の構築に向けて、内閣府を中心にしつつ、有識者、関係団体、関係府省と協力しながら進めていくとともに、その主たる機能でございます知財教育に関するコンテンツの収集というものを行っているところでございます。

次のページに行ってくださいまして、⑤として、地域社会と一体となった知財教育を展開するために、地域においてもコンソーシアム、協議会のようなものを構築していただきたいということで、モデル地域を複数選定すべく、これも同じく有識者等からのヒアリングを行って、各地方における実践例の調査などを行っているところでございます。

あわせて、来年度の予算要求の中では、地域コンソーシアムの構築に向けた実態調査を行っていくことができないかということで、内閣府におきまして予算を要求しているところでございます。

最後のカテゴリーになりまして「知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備」ということで、特許庁におきまして、知財教育に資する教材等のあり方を検討していただいております。年度内に報告書を取りまとめることになってございます。

続いて第2の「2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」ということでございます。予算のほうは8ページ目になります。

昨年度来、中小企業知財活用挑戦型と知財活用途上型に分けて、それぞれの特性に応じた中小企業の知財戦略の強化を図ってまいりました。さらには、農水分野において知財マネジメントの推進、海外における知財対策の一層の強化が必要という指摘がなされているところでございます。こうした御指摘を踏まえて、次の5つのカテゴリーに分けた施策に取り組んでいるところでございます。

1つ目は、知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動ということで、今年の4月から知財総合支援窓口事業をINPITに移管いたしまして、これらの機能の強化、専門家の活

用の拡充、他の中小企業支援機関との連携を強化するとか、中小企業支援関係者や金融機関に対しましてセミナーを開催するといったことを実施してございます。

2つ目のカテゴリー「知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化」ということで、③として、中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を見える化するということに向けまして、知財ビジネス評価書作成支援であるとか、知財金融シンポジウム等の取り組みを実施しているところでございます。

3つ目に行きまして「知的財産の権利化・標準化、その活用の支援」ということでございます。こちらにつきましましては、9ページに行ってくださいまして、⑤として、今年4月から料金改定が行われておりまして、これについての周知を実施しているとともに、今後の料金改定については、料金改定の効果であるとか、特別会計の収支への影響を見きめた上で検討をしていく。

あわせて、手続の簡素化という問題がございますけれども、これについてもいろいろな側面から整理をした上で、可能な限り早期に実施をしていきたいということでございます。

4つ目は「海外展開の強化」。⑦でございますけれども、中小企業の知的財産の権利取得から権利行使、権利活用まで一気通貫での支援を実施していきたいということでございます。

新しい分野ということで、農林水産分野における知財戦略の推進でございますけれども、GI制度を活用してジャパンプランドの輸出促進であるとか侵害対策、農林水産省と特許庁が協力をして、知財総合支援窓口を活用しつつ、GI制度であるとか種苗法に基づく支援も行っていくような体制を整えていくということでございます。

飛びまして14ページ「第4．知財システムの基盤整備」というところで、予算のほうでいきますと17ページの下のほうからになります。

「1．知財紛争処理システムの機能強化」でございますけれども、こちらは昨年度開催されました知財紛争処理システム検討委員会において議論がなされてございまして、課題であるとか今後の方向性が取りまとめられたところでございます。これを踏まえまして、次の3つのカテゴリーに分けた取り組みを実施していくところでございます。

1番目のカテゴリーとしましては「知財紛争処理システムの機能強化」というところで、①に書いてございますように、産業構造審議会の特許制度小委員会において、適切かつ公平な証拠収集手続の実現と、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償の実現、権利の安定性などに向けた総合的な対応について御検討をいただいているところでございます。

2つ目のカテゴリー「知財紛争処理システムの利用支援」というところで、②③にございますように、海外知財訴訟費用保険制度についての情報を積極的に発信するとか、弁理士ナビについての周知を行っていくといったアクセスの改善をしていきたいということでございます。

3番目のカテゴリー「知財紛争処理に関する情報公開・海外発信」でございますけれども

も、知財関連法令を含みます国内法令について、ホームページにおいて英訳法令を公開するように努力をしていくところでございます。

第4の「2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」でございまして、資料1の16ページ、資料2では19ページに当たります。

我が国で特許を取得すれば、それがそのまま海外でも通用するといったことを目指しまして、引き続き世界最速・最高品質の審査の実現を行っていくということで、こうした課題を踏まえまして、次の3つの施策に取り組んでいくということでございます。

1つ目の「世界最速・最高品質の審査の実現」というところでは、①に書いてございますように、権利化までの期間を平均14カ月以内にするといった目標の達成であるとか、審査の質の維持・向上を目指しまして、審査体制の整備・強化を図るということでございます。

第2の 카테고리 「国際連携の推進」というところでは、インド、タイへ審査官の研修講師を派遣するとか、ASEANを初めといたしました新興国の知財関係者を対象とした招聘研修を実施しているところでございます。

そのほか③④にございますように、PPH（特許審査ハイウェイ）をより拡充していくといったところ、それから、日米協同調査試行プログラムであるとか、PCTの共同調査の試行開始といったものに取り組んでいこうということでございます。

最後に17ページに行ってください「特許行政サービスの質向上」というところでは、⑥に書いてございますように、AIを活用して特許行政事務におけるAIの適用可能性を網羅的に調査していくということを委託調査でやっていくということでございます。

以上でございます。

○渡部座長 御説明ありがとうございました。

この後、今後の検討体制の説明を受けた後で意見交換の予定でございまして、内山委員が所用により間もなく退席されると伺っております。もし、よろしければここで御発言いただければと思います。

○内山委員 申しわけございません。勤務先での授業でゲストスピーカーをお招きした関係で、招いた者がいないわけにはいかないので中座をさせていただきます。

安倍政権成立以来、特にコンテンツ領域に対しては、比較的厚い支援がなされる流れが長く続いてきております。ただ、長くなってきたということは、いろいろなことを見直したり、考え直したりということが必要にもなるかなと考えております。それが5年目ほどにあたる今年度あたりではないかなという意識を持っております。

今年度のこちらの組織体制では、新しい情報財の分野の部会と、映画という最もクラシックな分野の部会が新設されるということですが、まさしく新しいものと伝統的なものの取り扱いをこれからどうしていくかという、大きな判断をしなければいけないタイミングかなと考えております。

実際にAI等の動きは活発ですし、既存のコンテンツ業界の方々がそれをどう使うかとい

うことで非常に悩みが多いといえますか、迷いが多い点でもあると思います。そうしたものを含めて、クラシックなものと新しい分野を両方扱っていくということは、意義があることかなと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それではもとへ戻りまして、知財戦略に関係する政府内の動き、2017に向けた今後の検討体制を小野寺参事官から御説明いただければと思います。

○小野寺参事官 ありがとうございます。資料3-1と3-2、参考として資料4を使って説明したいと思います。

まず、資料3-1ですけれども、「知的財産推進計画2016」は、ここにありますとおり、平成28年5月9日に決定されたわけですが、その際、安倍総理からは4つ指示がございました。

1つは、第4次産業革命に向けてビッグデータの収集・利用を進めるため、著作権制度を見直すこと。その上で、今後、人工知能がつくり出す音楽や小説などの創作物について、どこまで誰に知的財産権を認めるのか検討すること。

2つ目が、国民一人一人が創造性豊かに知的財産をつくり出し、使いこなせることを目指して産学官のコンソーシアムを立ち上げて、あわせて地方・中小企業の知財戦略の強化をすること。

3つ目が、新しいビジネスを生み出すために、アニメなどのコンテンツとものづくり・食・観光などを結びつけるマッチングを進めていくこと。

4つ目が、知的財産を活用し、イノベーションの創出に取り組む企業・大学などの挑戦者を力強く後押しするような知財戦略を進めることということでございます。

そのようなことを進めていくために、2017策定に向けた検討体制、資料3-2を見ていただければと思うのですが、従前どおり、2016計画のフォロー及び2017計画の全体的なとりまとめは、産業財産権分野を取り扱う会合あるいはコンテンツ分野を取り扱う会合で別々に行うとともに、場合によっては合同で行うという形で進めさせていただければと思っております。

その上で、特に重要な課題となっている新たな情報財の検討については、中村伊知哉先生と渡部先生に共同委員長になっていただいて、新たな検討委員会を立ち上げるということで、この委員会では、データ・人工知能等新たな情報財の保護・利活用に係る知財制度について、著作権・産業財産権・その他の知的財産全てを視野に入れた形での検討を進めるということでございます。その上で年度内に取りまとめをしていくことを考えております。

2つ目が、映画振興施策に関する検討会議ということでありまして、これはコンテンツ分野を取り扱う会合の下にあるタスクフォースとして開催するものがございますが、映画の海外展開や産業振興方策について検討を進めるということでありまして、これまた年度

内に取りまとめを行う予定にしております。

資料3-2を2ページほどめくっていただいて、新たな情報財検討委員会に関連しまして、第4次産業革命（Society5.0）あるいはデータ・AI関連では政府部内で大変いろいろな議論がございますので、この場をかりて少し紹介をさせていただければと思っております。

一番上であります。日本経済再生本部のもとでは、従来、成長戦略と構造改革を進めるため、総理のもとで産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話という2つの枠組み名がございましたが、それらを9月に発展的に統合・再編するというところで、新たに未来投資会議、また、その下に構造改革徹底推進会合というものが設立されました。詳細は資料4に書いてありますので、後ほどごらんいただければと思いますが、未来投資会議は総理をヘッドとする会議体でございます。具体的な課題については、石原経済再生担当大臣がヘッドでありますけれども、構造改革徹底推進会合で議論をしていくということがございます。これは人工知能、IoTなどの技術革新の社会実相を進めていき、産業構造改革をどのように促していくかということも議論していき、来年の春から夏にかけて策定されるであろう次期成長戦略に、この議論が反映されていくという形になります。

知財戦略本部は後にしまして、その下にIT戦略本部と総務省がございますが、例えばIT戦略本部においては、情報銀行を含めたITを活用した円滑なデータ流通・利活用環境の整備、あるいは総務省においてもデータ利活用促進モデル等について議論をするということで、どちらかというところ両方ともデータの流通・利活用を中心として議論をするものであり、余り知財制度という形で注目して議論をするものではないと考えております。

下のほうに、経済産業省で「産業構造審議会」「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」というものが立ち上がっておりますが、これは「人工知能やIoTの活用により増加するデータや関連技術に対応した知財制度」とありますけれども、ここでの知財制度は、特許制度あるいは不正競争防止法のもとでの営業秘密ということで、経済産業省の所管にかかわる知財部分を中心として検討を進めるということがございます。

IT本部、総務省、経済産業省それぞれで行われている検討を横目で見ながら、かつ、そういうものをしっかりと取り入れながら、知財戦略本部においては、人工知能・データ等新たな情報財の保護・利活用のあり方について、著作権・産業財産権、その他の知財全てを視野に入れながら検討を進めたいと考えているものであります。

なお、4ページ、5ページはちょっと細かくなりますけれども、それぞれの会議体でどういう省庁が担当していて、どういうテーマを扱っていて、どういうスケジュールになっているかということも簡単にまとめたものがございますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ここから先は意見交換の時間とさせていただきたいと思っております。ただいま事

事務局から説明のありました内容への質疑、御意見等を含め、お席の順にお一人ずつ2分をめどに御発言いただければと思います。一応ベルは用意しておりますが、最初のうち、調子がよければベルは鳴らさないで済まそうかと思えます。この人数で皆さんに御発言いただくということで、2分をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

もう順番でやっていただきますか。

では、相澤委員からお願いします。

○相澤委員

資料6を出させていただきました。知的財産に関する戦略というのは、経済政策であり、産業政策です。現在、第4次産業革命と言われる技術の展開が議論されています。産業革命と知的財産、なかんずく特許制度は密接に関連しています。現在の経済の発展の基礎には財産権制度があり、その一つとして知的財産制度が位置づけられると考えていただければと思います。

現在の課題は、知的財産が財産権として十分に保護されているかということにあります。例えば、産学連携でも、日本では、大学が技術開発の成果から十分な利益を与えられるか、あるいは、中小企業が十分な利益を得られるかが課題になっています。財産的評価は得られる利益に基礎づけられるので、知的財産による利益がきちんと確保されなければ、投資も促進されないということになります。標準に関しても同じでして、標準にかかわる投資が見返りを得られなければ標準へ対する投資も行われないうことになります。

その課題を解決するためには、知的財産制度を発展させるということが必要です。また、現代産業は差別化という競争の環境の中にあり、競争力である差別化を支えるのが知的財産ですから、その側面からも知的財産の充実が重要な課題となります。

知的財産制度を整備するというのが国家の役割ですので、知的財産に基礎をおく企業の発展が国家の発展につながるというところから、制度整備をしていただきたいと思います。

現在の日本の知的財産制度は、激しく変転する社会においては、いささか古色蒼然としていまして、米国に比べれば制度的なおくれが顕在化していると思えます。したがって、制度整備に向けまして、早急な検討をなされるということを期待したいと思えます。

○渡部座長 ありがとうございます。

荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員

資料7に沿って説明をさせていただきます。

東京商工会議所の知的財産戦略委員長をしております。今、中小企業がTPPとか国際化によって知的財産を活用した戦略的経営をすることが必要になっております。そのためには、1にありますように、特許料金の減免をアメリカや中国並みにしていただきたい。2として、特に申請手続については簡素化していただきたいと希望しております。

下の図1にありますように、アメリカ・中国に比べて特許料金の減免の対象要件が厳しく、減免に要する証明資料が多く、せつかく料金をまけていただくにもそれ以上、実際の費用

がかかっていることが多いです。アメリカの場合には、添付書類なしで、本人が従業員が500人以下だと宣言すれば良いということになっております。

図2は、特に中国では、地方政府が出願奨励施策を大変手厚くやっております。いろいろな奨励金を出すとか、助成金を出すとか、投資金額を助成するとか、このほかに税金の優遇も手厚くやっております。そのようなことで、中国は特許について中小企業が非常に目覚めておりまして、手ごわい相手になっております。

裏側の2ページでは、3として、特許権などを取っても、今のままでは中小企業の役に立たないということを言っております。取った特許でビジネスをしっかりと守れるようにしていただきたい。

4として、特に損害賠償額を是正していただきたいと希望しております。

図3では、知財訴訟では、中小企業の勝訴率は大企業よりも低いわけですし、図4では、中小企業は大企業に比べ判決における認定率が低い、実際の損害賠償額が低いということでございますので、何とか中小企業への支援策を強化していただきたいと希望しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

伊丹委員、お願いします。

○伊丹委員 伊丹でございます。

本日初めて参加させていただきました。私からは3つほどございます。

まず1つ目ですが、第4次産業革命において、政府が非常に重厚的な対応で臨んでいるということに対し、非常に心強く思います。どうしても私は、産業財産権の特に特許の観点から第4次産業革命を見ているわけですが、ビッグデータをどう加工し、どう活用していくかという点については、非常に新たなビジネスモデルとか、生産工程、流通等の新たな仕組みがどんどん構築されて行きますし、これはまさしく特許の保護対象となり得るわけです。また、多数のセンサー技術やインターフェースなども特許の保護対象となるわけです。

特に、ベンチャー企業がよい仕組みを考えたときに、これを守るのは知的財産制度が一番有効であります。その技術をクローズにするのか、オープンにするのか、これは企業の戦略によるわけですが、クローズし続ければ誰もその技術は使わないということになりますので、当然、オープン化が必要になってくる。つまり、オープンにする権利を取得ということになるわけでありまして。

国際標準化を行う場合もしかりでありまして、やはり多数の特許を取得してオープンにする権利を確保しておく、これが交渉で優位に立てる一つの条件ではないかと思っております。そういう意味で、関連技術の特許化というのは国としても推進すべきであると考えます。

2つ目は、中小企業支援です。現在、知財総合支援窓口では、弁理士も窓口専門家とし

て活動をしております。日本弁理士会でも、昨年度から弁理士知財キャラバンという独自の訪問型支援を行っております。しかし、中小企業支援が最終的にどのような経済的効果をもたらしているのかという検証がなかなか難しいのが現状ではないかと思っております。

中小企業支援は単発的な支援にとどまらず、支援の効果が結果的に地域、さらには日本全体に波及していかなくてはいけないと思います。支援の結果として、地域経済にも雇用創出などのよい影響を与える。さらにはそれが地域間連携とか産学連携、産産連携、こういったものにつながって行って、日本全体の産業振興にいい影響を与える。こういう大きな戦略が必要になると思います。そのような戦略を描ける人材とか組織、こういったものの育成が急務であると思っております。

3つ目は、知財紛争処理システムの機能強化です。この知財紛争処理システムの議論においては、PAEの影響とか訴訟乱発の弊害、こういったものを懸念する声も出てきておりますけれども、やはり正当な権利行使には正当な賠償額が得られ、なおかつ、予見可能性があるという至極当たり前の紛争処理システムの構築が必要だと思います。

本来、権利行使が必要な側が権利行使を躊躇してしまうような知財紛争処理システムは、国際的な水準からも疑問であると思います。我が国の優れた知財システムを世界に発信していくためにも、証拠収集手続の見直しや、適正な損害賠償額、権利の安定性向上等、これは政府としてもしっかりと前に進めていただきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

奥村委員、お願いします。

○奥村委員 奥村でございます。

3点ほど申し上げさせていただきます。

1つは、昨今の新技術、AIであるとかIoT、ビッグデータなどにかかわる知的財産に関するものでございますが、私の業界であります製薬業界では、実のところ、正直に申しまして、これについてまだ深く議論が進んでいるわけではありませんが、恐らくこういった技術がどんどん発展していくと、制度のほうを追いつかなくなることが十分予想されると思います。

アメリカの場合には、いろいろなものが裁判所で判断されて、判例が積み重なることによって制度をどんどん新しく変えていくことができるわけですが、日本の場合は新たに立法して法律をつくっていくという仕組みが必要でございます。そういう意味で、新しく仕組みを変えるというところを現状よりももっとフレキシブルに、すぐにそういったものに対応していけるような仕組みにさせていただけることがいいのではないかと思っております。

2つ目ですが、紛争解決のところの裁判のトランスペアレンシーを増すということで、たしか私は昨年も少し申し上げたと思いますが、残念ながら日本の裁判は、当然ではあるのですが、日本語で手続がされております。そういう意味で、外国の人たちからすると、

一体何がどう行われているかよくわからないというのが、我々業界の欧米の仲間たちからよく聞かれることでございます。

そういったところを何とか英語化することによって、それから、第三者がうまく意見を述べる機会を正式につくるとか、そういったことをすることによってトランスペアレンシーを増すことにより、日本の裁判制度がもっと活用されるようになると私は思っております。つまり、今のところ、日本の裁判そのものは非常にレベルの高いものであろうと私は推測しております。

3番目は、この取り組みの中には具体的に書いていただいているのですが、我々製薬業界は医薬品アクセスという言葉で、実は国連の場であるとか国際的ないろいろな議論のところで、随分と知的財産制度をいじめられているという言い方が正確かどうかわかりませんが、大分攻撃、チャレンジを受けております。

つまり、医薬品産業界には特許制度がないほうがいいのではないかという極端な論をするグループが非常に多くて、実はそれが無視できないほど多くなってきております。例えば本年度も、国連のハイレベルパネルというものが設定されまして、医薬品アクセスについてのステートメントがドラフトされようとしておりました。そこでは、現実には医薬品事業における特許制度そのものが無効にされるような意見が随分と出ております。

ぜひ、日本の政府も省庁をまたいで、そういったことに対するきちんとした防御と、逆に、世界各国に知的財産制度の役に立つ面をぜひ普及していただきたい。また、昨日でしたでしょうか、日経新聞にも出ておりましたが、日本標準がアジアへということで、日本における知財保護のあり方をまさに世界へ向けて発信していただくような活動をどんどんしていただくことを望みたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 近藤でございます。

私からは、大きく3点申し上げたいと思います。

第1点目は第4次産業革命にかかわるところで、新たな情報財のところでは、新しい委員会で議論されると思っておりますが、その中で議論していただきたい点としては、AIによる学習済みモデルとか、学習前の整理したデータのみならず、生のデータそのもの、これはビッグデータなのですが、そこについてもどう保護していくのかというところを御議論いただきたい。といいますのも、ビッグデータを集めるにもそれなりの投資が要るわけで、その投資インセンティブが保たれるような保護が得られるようお願いしたいと思います。

そのデータに関しては、さらにデータの中でもオープン、クローズというのが出てくるかと思っております。そういった中でも相互に利用する、契約で保護しつつ、他の方と利用するというのも多々出てくるかと思っております。そういった中で利用者がたくさんになったときに、どう秘密が守られるかだとか、もし、流出してしまった場合にどうなるということも含

めて、今の不競法で十分耐えられるのかどうかということも含めて御検討いただきたいと思ひます。

第2点目ですが、産業財産権にかかわるところです。今までと違ひて、ある個社だけでは成し遂げられないような大きな技術革新が今後出てくるだろうと思ひます。エコシステムという形で、多くの関係者が知恵を混ぜ合わせて大きな社会システムを構築する。社会システムの技術というのは、例えば物すごくたくさんの特許でカバーされたような標準技術も入るかもしれませんが、多くの企業あるいは国民の皆様方あるいは世界の皆様方がその恩恵を得られるような技術だと思ひていますが、そういった技術に関する特許の扱いと、個社が製品として出している差別化するような技術にかかわる特許、それと果たして同じような取り扱いでいいのかどうかということも、少し見直す時期に来ているのではないかと思ひております。

最後は、昨年度から申し上げておりますけれども、中小企業の方の支援ということで、これからIoTを含めてこれだけグローバルなビジネスが広がっていく中で、日本に特許を出しただけではだめで、やはりグローバルな特許の出願が必要だろう。そのときに、今、補助金制度とかがあるのは存じ上げておりますが、それだけでは不十分で、やはり外国出願をするのに一番お金がかかっているのが翻訳費用のところなんです。ですので、二国間あるいは多国間で認証できるような機械検索をつくっていただいて、そうすれば中小企業の方の出願費用が画期的に減るのではないかと思ひますので、ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 権利者側を代表するような団体を代表して来ているわけですがけれども、先ほど安倍総理の取りまとめ発言の中にありましたように、一定の場合に自由に使えるようにというお話がありましたけれども、私たちとしては、一定の場合という非常に抽象的な表現が続いておりますけれども、現時点ではどういうケースなのか。これは時代時代で変わっていくと思ひますけれども、一定の場合というのは、変化はしていくにしてももう少し具体的にないと、私たちもテーブルでのディスカッションになかなかうまく参加できないのではないかと思ひています。

実際に何が障害になっているのかということ、私たちもチェックはしておりますけれども、これもいろいろな形で意見交換をさせていただければと思ひます。従来の権利者の立ち位置に立てこもるつもりは全然ありませんので、私たちの新たな創造のプラスになるような形で自由に使えるということができればと思ひます。

フェアユースという言葉が若干ひとり歩きをしております、私たちにとってはもう少し具体的に、私たち権利者側にはこういうことで協力を迫られているのだということが、もう少し具体的にわかっていけばよろしいかと思ひます。私たちは権利の集中管理につい

でも大変前向きに臨んでいきたいと思っていますので、そういったことで協力ができるかと思えます。

それから、もちろん従来どおり、デジタルアーカイブの推進とか、こういったことについては私たちも十分に協力をさせていただこうと思っていますが、そういった議論がこの中で深まっていけば大変ありがたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐田委員。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。

まずは、今年度の推進計画において知財教育の推進を取り上げていただいて、本当に心より御礼を申し上げます。

くしくも本学では、昨年、知財教育の共同利用拠点校の認定を受けました。そういうことから、各大学から要請のあったところに出向きましてモデル事業を行ったりして、現在、事業の開設に向けての手伝いもしているところでございます。

さらに、計画書の中で提唱されました地域社会と協働した学習支援体制の構築につきまして、今、本学でどのような方法があるかというのを模索しているところです。

その模索の一つとしまして、本学では小中高の先生方への教員免許の更新の講習会を行っておりますので、その講習会の科目の中に知的財産を入れることにいたしました。まず、そういった先生方に知財になじんでもらおうということから、来月から開始するようしております。もし、これで効果があれば、各大学にも呼びかけていきたいと考えております。

今、各地の大学を回って言われるのですけれども、いつでも気楽に相談できる場所があればという声に応えまして、今月から知財相談のホットラインを本学に開設して、今、ホームページで公開しているところでございます。

地域での知財教育の普及のためにいろいろ取り組んでいますけれども、これらを継続的に実行するためにも、実は人手の問題とか経費の問題が発生いたします。ところが地方大学では、もう御存じのように、今、緊縮財政を余儀なくされておりますので、自前の経費だけでは限界があります。このような活動を推進するために何らかの財政的手当の方法がありましたら、本日お集まりの有識者の方々にもお知恵をおかりしたいと考えているところでございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次、重村委員、お願いします。

○重村委員

具体例で一つだけ申し上げます。一昨日、MIPCOMから帰ってきたのですが、ことしのMIPCOMは日本がカントリー・オブ・オーナーを担当して、全体的に好評だったと思います。日本

のマーケットのオーバービューの後で、外国人のバイヤー、セラーからいろいろ話を聞かれたのは、一つに安倍総理のスーパーマリオとドラえもんが非常に効いたということもあるのですが、日本のマーケットの特徴として、「ポケモン」は最初はゲームソフトであった。次にコミックスやアニメーションになって、それからグッズやマーチャンダイジングという発展形態をずっと辿ってきて、さらにワンランクアップして「ポケモンGO」が世界でブームを起すゲームになった。

また、日本というと歌舞伎に代表される伝統芸能がある。それが世界的に受けたアニメの「ワンピース」を「スーパー歌舞伎」という形で歌舞伎と融合させ新しいコンテンツとした。

今まではハードやインフラの壁が取り除かれていくという部分があったのですが、これからはソフトのジャンルの壁が取り除かれていく。その場合個別の権利処理の問題から一括処理の方法でスピードを持ってやることに、日本としてはどういう取り組み方をしているのかということ質問されたのですね。

こういう部分に関して、今、積極的に取り組んでいるとは言えますけれども、前々から言われていることですが、この分野の権利処理は、個別の権利団体同士の話にせず、全体的にまとめられるようなシステムや法整備をつくっていくことが、ソフトをバージョンアップして有効活用していくためには必要なのではないかと。これはAI、IoTの権利処理に通ずるもので、その分野を、今後具体面で御検討いただければと思っております。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

瀬尾委員。

○瀬尾委員 瀬尾でございます。

昨年のいわゆるAIの議論から非常に進んできた状況にあると思っておりますし、現在、日本の知的財産管理は非常にチャンスだと思っております。

まず第一に、私は第一のインフラと呼んでいますけれども、インターネットを初めとしたものはほとんどアメリカに取られてしまっているし、働いても働いてもアメリカにちゃりんちゃりんとお金が落ちる。けれども、今度のAIは第2のインフラであって、全部取れるとは思いませんが、日本がこのインフラを確保できるような可能性がまだ少しあるのではないかと。これまでの劣勢を多少なりとも挽回できる可能性があるのではないかと考えています。

先ほどの農水省とか特許の審査とか、いろいろなものに応用ができる。つまり、これは単なる一つの技術ではなくて、社会的な基盤になっていくものではないかと考えています。

皆さんも御承知のとおり、この中で重要なのは、学習用のデータセット。つまり、ビッグデータ、コンテンツ等の学習するための教材に当たるものと、学習して大人になった学習済みモデルと呼ばれている成長したAI、この2つが重要だと言われております。ずっと前からナショナルデジタルアーカイブということで、日本のコンテンツを集積しようとい

う動きがありましたけれども、まさに今ナショナルデジタルアーカイブに日本のコンテンツを集積して、学習セットを日本的なモデルとして囲い込む。これについては戦略的な囲い込みもあり得ると思いますけれども、ビッグデータの活用とともに、コンテンツを日本的なアーカイブの中に囲い込んで、これを学習した日本的な思考を持つAIモデルを日本の特産品として戦うことができるのではないかと考えています。

このためにも、今またナショナルデジタルアーカイブをどのようにしていくかということ、それからこの中できちんとコンテンツ、いわゆる学習用セットであるコンテンツと生成されたコンテンツ、そういったものをどのように保護していくかということが大変重要ではないかと考えています。

この中で一つつけ加えると、その国に蓄積されたデータが多ければ多いほど、学習済みセットは多くできるはずですし、学習用データは多くなるはずです。つまり、300年の国と2000年の国では差が出ると思っておりますので、ぜひ今回、このアドバンテージを見逃さずに生かしていくということ。こういう指針が重要で、それに対しての議論を進めていければ一番いいのではないかと考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員、お願いします。

○高倉委員

私は現在、法科大学院で知的財産法を担当しております。皆さん方の先ほどの話とはまた少し違う切り口で問題提起をしたいのですが、情報技術の革新と普及が進む現在において、知的財産の活用と保護を支える文理の視点を持った特許弁護士をふやしていくために、今後議論してほしいと考えていることを2つほど申し上げます。

かなり専門的な話になってしまうかもしれませんが、一つは司法試験制度における予備試験制度の問題です。ことし、司法試験の合格者は1,583名でこのうち予備試験制度を通過した合格者が235名でした。法科大学院に行かなくて済む一発試験型の予備試験制度のルートを通ってくる司法試験の合格者が非常にふえているのですが、これはプロセスを通じて法曹人材を養成するという法科大学院の理念には合わないと思っております。

それ以上に私が問題と思うのは、この試験科目は主に法律科目でありまして、理系の人材、法学部以外の方たちにとっては、事実上門戸を閉ざされてしまっている。こういうことで、今後、理系の人材あるいは社会人を法科大学院に呼び込んでいくという観点からは、この制度はもう一度見直しをしていく必要があるだろうと思っております。

もう一つは、社会人の夜間コースへの取り込みの件です。幾つかの大学が夜間コースを開いておりますけれども、毎日決まって夕方6時に会社を退社することができる社会人はそう多くありません。したがって、例えば夏季休暇期間中の集中講義とか、あるいはオンラインの通信手段を使った授業等で一定の補講等を行うことが必要なのですが、実はさまざまな制約がございます。これについては、もう少し制約を緩めることによって、多くの

社会人が夜間のコースを通じて法科大学院で学び、その経験を生かして知財の分野等で活躍できるような環境整備を図っていくことが重要であるだろうと考えております。

もちろん法科大学院における教育改革については、大学自身がもっともっと努力をし、工夫をしていかなければいけないことがたくさんあることはよく自覚をし、そういう方向で全面的に取り組んでおりますが、やはり国の制度において改善等が必要となることについては、こういう議論の場で今後議論をしていき、新しい情報化社会における知財に強い文理融合型の専門家を育成していくということで、検討を深めていってほしいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、長澤委員、お願いします。

○長澤委員 長澤でございます。

3点お話をさせていただきます。1つ目は瀬尾委員がおっしゃったこととかぶるかもしれませんが、概念的もしくは数学的なソフトウェアというのは、やはりNASAを持っているアメリカが一番強く、中国がその次に強いと考えます。それに対して、日本はソフトウェアのプログラミングそのものではなく、長い歴史の中で生み出した知恵や知見を用いてソフトウェアを利用するのが非常にうまい国だと思います。次々と仕組みをつくっていき、創意創作につなげていく力というのは、平均的にレベルの高い日本人の非常に得意なところであり、そのため、このようなソフトウェアユーザとしての創意創作に対して強い権利を与えるような仕組み、もしくはAIそのものではなく、それをうまく産業に活用したものに対して権利を与えるような仕組みを日本が率先してやって戴きたいと思っております。

ここ10年はAIを用いた産業は人を介する利用がビジネス的な勝ち負けを決めていると思っております。その後初めて人を介さない創作が出てくると思われますが、このような人を介さない創作に対して、日本が先走って強い権利を与える必要はないと私は思っています。

2点目は、近藤委員が言ったこととかぶりますが、技術を守るための知的財産というのは明らかに二極化しています。一つはIoTやAI時代のインフラになるような特許であり、国際標準必須特許を初め無数の改良特許があります。

もう一つは、日本が得意なモノづくりを中心としたコアコンピタンスを形成するような特許です。これは従来通り、現特許制度に馴染む特許だと思います。

前者の中で特に進歩性の低い特許や、経営難に陥った会社が売却した特許などが流通特許となり、その流通特許をPAEやもしくは中国を初めとしたお金のいる新興国が買うということが、今、頻繁に発生している状況です。すなわち、技術よりも金のある者が特許を支配するという時代を迎えつつあるということです。

ところが、これまでと同じように研究開発投資をして産業に役立てた特許が、数の上ではそういう流通特許に埋もれてしまっているような状況にあると思っております。そのため、後者、いわゆるコアコンピタンスとなるような特許については強く活用でき、先ほど話が

出ていましたような証拠収集手続についても強化していいと思っていますが、前者の流通特許の存在というのをしっかり意識した上で検討してほしいと思っています。

モノづくりにつきましても営業秘密が大きく絡んでくるため、この営業秘密といわゆる産業知的財産権の組み合わせをもって、この日本の産業を守っていけたらと考えています。

3点目ですが、中小企業の知財戦略について、私どもも中小企業を多くM&Aで仲間にする時代になってまいりましたが、どうも知的財産というと、第三者特許を検討して特許を出すことが知的財産活動だと思われがちです。しかしながら、一切特許を出願しないという戦略も、一つの巧みな知的財産経営であると私は思っています。例を申し上げますと、ソフトウェアの開発速度にコアコンピタンスを持つ会社に対して、第三者特許を全て検討しろと言ったら、その会社は潰れてしまいます。初期のグーグルもそうです。我々の中にもそういう関係会社があって、そのような会社に対しては特許出願や第三者特許の検討より、開発したソフトウェアを営業秘密にして保護することを考えるように指示を出すわけです。

また、例えば、ものづくりのノウハウにコアコンピタンスがある製造の会社を買った場合も同じく、特許を出願し仮に権利を取得しても無数の流通特許と交換になるか、勝手に利用されるだけで、コアコンピタンスを全部奪われてしまう虞もあります。もちろん特許を出すことによってコアコンピタンスを守れる子会社もあるため、幾つかある類型の中で、どのような知的財産経営が適正であるかを会社ごとに考えることが非常に大事だということを中小企業の経営者の皆さんにわかっていただきたいと思います。そうすれば、無駄なお金は使わなくて済みますし、必要な特許については、荒井委員がおっしゃったような減免措置を導入すれば取得することができると思います。まずは、それぞれの会社のコアコンピタンスが何かということに対して注目していただき、知的財産経営や知的財産戦略について中小企業を啓蒙するような仕組みができればいいといつも考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

私は3点申し上げたいと思います。

2016年の計画に基づいて、第4次産業革命時代に向けた知財イノベーションの推進とか、あるいは知的人材育成など、さまざまな取り組みを既にスタートしているという説明が事務局からありました。その報告があって、予算もかなり厚目に配分されているということで、大変心強く感じました。

とはいえ、日本の強い経済の実現はまだ道半ばでありまして、やはり本当に強い経済をつくるためには、日本の強みである知財あるいはコンテンツをいかに生かして、いかに日本が稼いでいくのかということなのだと思います。それはこの委員会の昨年のセッションでも皆様方と議論をいたしましたけれども、総理が挑戦者を力強く後押しするのだとおっしゃられております。我々もまた挑戦者なのだという認識で、新たな計画に向けて進んで

いかなければいけない。

2016年の計画はかなり幅広く大変よい方向を打ち出していると思います。これをさらに深掘りし、あるいは高みを目指していかなければいけないという認識を持っております。

2点目は、AIあるいはビッグデータにかかわる問題でございます。新たな情報財検討委員会ができるということで、これには大変期待しておりますけれども、やはり今、求められているのは、イノベーションを通じた新しい産業を創出するという。この弾みをつけなければいけないと思います。委員会の議論に期待しておりますけれども、委員会だけでなく、産業財産権分野を取り扱う会合あるいはコンテンツ分野を取り扱う会合とともに、有機的に議論を進めていくことが大事ではないかと思っております。

同時に忘れてはいけないと思うのは、新産業の創出はもちろん大事なわけけれども、一方で2016の計画でも言及しておりますが、知財の保護と利用のバランスをとるということです。やはり既存のコンテンツ産業が打撃を受けるようなことがあってはならないし、新たな産業を創出しつつ、既存の産業も発展できるようなバランスが大事だと思っております。

3点目は、先ほど事務局の説明を聞いておりました、資料3-2の3ページでございますけれども、日本政府全体、さまざまな場でAIの推進について検討がされている。これは大変よろしいのでありますけれども、一方で気になるのは、余り乱立気味になって、交通整理なりランドデザインがどこで描かれるのか、どうやって推進されるのか、そこがややふやになってもらっては困ります。やはり司令塔機能は知財本部なのだと私は思っております。しっかりとデザインを描いて、日本政府全体また日本全体、官民の連携あるいは官官の連携をしっかりコントロールするような機能をぜひ果たすべきだと思っておりますし、そうあるように私なりに努力をしていきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

土生委員、お願いします。

○土生委員 私は日ごろ、地域の中小企業の知財活用支援のプロジェクトを主にお手伝いさせていただいておりますので、地域の中小の知財戦略推進のところに絞ってコメントをさせていただきたいと思っております。

この分野では、先ほどの資料の8ページに出ておりましたように、知的財産推進計画2015で知財活用途上型と挑戦型の2つのタイプに整理して、それに基づいて施策を進めている。これは非常に大きいと思っております。今までは中小企業の話をしていても、どういう中小企業をイメージしているかで議論が混乱しやすかったのが、この2つを挙げることで、いろいろな施策を検討する場で議論が整理しやすくなっている。

このうち挑戦型のほう、実際に先進的な知財管理をやっている企業に関しては、専門家であるとか大手の知財部が持っているハウツーを移植していったり、あるいは資金面をサ

ポートしたりということ、いろいろ支援施策をつくりやすいと思うのですが、難しいのが途上型のほうで、実際に私もいろいろな地方に行くと、中央で激しく議論した内容に対して、地方で集まっていたいる企業の層にすごく差があって、ギャップを感じる事が多くて、一方で、地域経済を支えているのはそういう中小企業が圧倒的に多いわけで、こういう企業にいかにか知財制度をうまく生かしてもらおうか。

それを考えたときに、いろいろな事例を見ると、単に紛争だけの問題でなくて、その権利を取ったことが社員の意識統合になったり、それが自分たちの自信につながったり、あるいは大手との交渉力が上がったとか、さまざまな活用の仕方がありまして、これをそれぞれの中小企業に合わせて一件一件相談に乗って対応していくということが、施策として重要かと思います。

この点は、知財総合支援窓口を充実させるということと支援機関との連携ということで、施策にも上げていただいているのですが、なかなか一様では対応できないところがあるので、その施策のすき間を埋めるのは結局人材ということになってきて、そういう人材をどう育てるかということも、去年、特許庁の委員会でいろいろ調査をしたのですが、やはり経験者が異口同音におっしゃっているのが、これは研修や勉強では無理で、とにかく経験だと。

ところが、その経験を積もうと思っても、中小企業向けの仕事はなかなか商業ベースに乗らないので経験を積む場がない。そうすると、この経験を積む場を提供できるのは行政しかありませんので、行政の施策の中で、そういった中小企業と知財の専門家が向き合う場をなるべくたくさんつくっていただければ、そういう施策を推進していただければありがたいかなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮川委員。

○宮川委員

私は、知的財産権に関する法律業務を行っております弁護士で、きょうもこの会議に出る前に警告書を1本仕上げてきまして、週末にかけて訴状をつくっております。かといって、いつも権利者側ではなく、先週はお客様が警告書を受け取ったということで駆け込んでこられたり、突然訴状が届いたということで御相談を受けたりということで、今、私の周りでは裁判も多く、警告案件も多く、知財紛争というのが身近に、非常に活発に起きているという印象を受けております。

したがって、前年度で知的財産の紛争処理システム検討委員会が出された方向性や課題を踏まえて、これから具体的に制度に落とし込んでいくことになるかと思いますが、その点につきましては、いろいろと実務を担当している弁護士として、サポートあるいは発言ができたらと思っております。

また、日本の知財紛争システムについては、最近では情報発信が非常に豊かになってきま

して、日本の裁判制度や紛争処理システムに対する信頼性がだんだんと理解されてきて、外国の方も、日本で裁判を起こすことについて怖がらずに弁護士に相談してくれるようになってきておりますので、日本の制度がさらにフェアで予測可能性が高いものになり、権利者、被告側双方にとってもフェアな結果が得られるようになると期待しております。

もう一つは、こちらの検討課題にも入っておりますが、デジタル・ネットワーク、インターネットを介した知的財産侵害対策でございます。海外に打って出て行く日本企業、日本のコンテンツをサポートし、また、日本のアニメ、映画産業をますますサポートしていく中で、日本のコンテンツが海外で侵害され、あるいは国境を越えた侵害が行われる可能性はますます高くなってくるかと思っておりますので、昨年度の知財計画ではいろいろな海外動向の調査、インターネット上のコンテンツの不正流通についての調査、国境を越えた権利侵害についての日本の法律による保護の可能性など、いろいろ検討していただいているようですが、さらにその調査・検討を踏まえまして、ぜひことしは具体的な施策をつくっていくような動きを進めていただきたいと思いますと思っております。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮河委員。

○宮河委員

れでは、コンテンツから実務的なことなのですが、2つお話をさせていただきたいと思えます。

2020に向けて、日本のアニメ、漫画、ゲームを含めて、コンテンツが今まで以上のスピードで、今まで以上の数が世界に出て行くと思います。コンテンツのビジネスは、フィルムそのもののビジネスと、フィルムから派生するマーチャンダイジングなど、フィルムビジネスの数倍ある大きなビジネスがあります。それが世界に出て行く。

新しいシステムも必要なのですが、今の数字の4、5倍の数のコンテンツや物が世界に出て行く場合に、今のシステムの強化をどうやっていくのだということも、今回の議論の中に入れていただきたいと思いますと思っています。新しいシステムも必要なのですが、従来の著作権や従来の権利侵害等を含めて、それこそ人の問題や国の対応の問題を含めて、今までとはちょっと違う世界が必要なのかなと考えています。

もう一つが映画振興なのですが、例えばワンピースのルフィや、それこそマリオは世界中で有名なのですが、残念ながら日本の映画というのは、まだまだ世界のマーケットに大きく出て行っていないのですね。やはりハリウッドや、最近では中国の映画が非常に世界進出を狙っている。ここに対して、日本が映画というフィルムが一番まとまったコンテンツをどうやって出していくのか、海外展開をどうやって支援していくのかということも、この場の議論で大きくなっていけばいいなと思っていますので、この2点に関して、今後、私自身の考えも幾つか述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員。

○山本委員

私は産学連携の観点からお話しします。

お手元に参考資料3というのがありますが、これの18ページです。「12. 産学官連携の現状(1)」というのがあります。右下に特許活用実績というのがありますが、これを見ると、実は大学から民間企業へのライセンス件数の推移は、ここ数年間アメリカとほぼ同じです。全然悪くなくて、実は日本の大学の技術が民間へライセンスされている件数は、この9年間で3倍になっています。なので、産学連携によるオープン・イノベーションも3倍になっているということなのですね。ちなみに、アメリカは23年間で7倍になっているという現状です。

アメリカはどうかというと、2015年のデータで言うと、大学の技術を使った新製品・サービスというのが年間で900を超えて出ています。なので、いかにオープン・イノベーションが進んでいるかということと、大学発ベンチャーの企業数は1,012社です。

日本はライセンスが伸びているから問題がないのかというと、2つ問題があって、1点目は、大学間格差は広がっています。産学連携という観点で言うと、ますます広がると確信しています。なので、この会で議論すべきことは、知財本部やTL0に求められるファンクション、機能を改めて原点に戻って考えるべきではないかと思っておりますというのが1点。

2点目は、ベンチャーへのライセンスは、アメリカでは大学の技術が毎年15%ぐらいライセンスされるのですが、日本は最新データが0.5%ということで、ベンチャーへのライセンスがほぼなされていない。ベンチャーの起業支援というのは、多分、知的財産だけの議論ではなくてほかの議論も必要なのですが、ここの支援策をどう考えるかというのを考えるべきではないかと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

吉井委員、お願いします。

○吉井委員

私は、皆様の意見とかぶらないことを1点だけ話させてください。

去年の知的財産推進計画2015の戦略の一つに、地方の中小企業が持っている知財をベースにして新しい事業を作っていくというのが大きな柱でした。去年1年、私どもの活動を通じて感じますのは、日本の地方の中小が持っている知財は、実はASEAN諸国で結構必要とされているということに気がつきました。しかしながら中小の方たちは、ASEANのほうに出て行くことに躊躇されている。でも、これも私が肌で感じたことですが、日本の特許庁の審査官の方たちがASEANのほうに出向いて指導し、また、ASEAN諸国の特許庁の方たちを受け入れて、本当によく指導されている。その結果、ASEAN諸国の特許制度のレベルは

かなり上がっていると思います。でも、いま一つそれが日本企業の人達に浸透していない。

どうもASEANはまだまだだというイメージがある。しかしながら、例えば最近出た世界銀行の報告によりますと、事業を起こしやすい経済環境を189カ国で調べたところ、日本は34番目なのですね。マレーシアはもっと後ろだと思うけれども、実は18番目です。シンガポールは1番目です。そのように、ASEANというの、進出するためにいろいろな意味で進んでいます。

ですから、今年の戦略の一つである、世界をリードする審査の実現を通じてグローバル事業展開の支援をするということですが、日本の特許庁の審査の質、スピードが速まる、それを横展開していく。特許化をあえてしないというのも知財戦略で大切なことですが、やはり早く特許化できる制度がASEANの国でもできているほうが、事業を確実に進めていくためにとても役に立つものであると私は感じております。ですから、ぜひとも日本の高い審査レベルを普及させる国際連携を進めていただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

早稲田委員、お願いいたします。

○早稲田委員 おくれて来て申しわけございません。私は今、日弁連の知財担当の副会長でございますので、日弁連の意見を踏まえて申し上げたいと思います。

まず一つですが、知財システム、知財紛争処理システムの機能強化という点でございます。

知財に限らず、民事裁判、民事司法というのが非常におくれていると日弁連的には考えておまして、これは権利の実効性がない。判決を取ってもなかなかそれが行使できない。それから、証拠の開示の制度がなかなか十分ではないと考えておまして、これにつきましては知財も同様ではないかと思っております。

知財紛争処理システムにつきましては、まだ日弁連の公式な意見を公表しておりませんが、14ページに書かれておりますように、適切かつ公平な証拠収集手続の実現、適切な損害賠償額の実現、権利の安定性の向上などについての方向性というのは非常にいいことだと思っております。これについては本年度、特許制度小委員会で検討されているということで、これについては日弁連としてもいろいろと尽力させていただきたいと思っております。

ちょっと飛びますけれども、デジタル・ネットワークに対応した次世代知財システムの構築につきましては、昨年度の次世代知財システム検討委員会報告書に対して、本年、日弁連でも意見を提出させていただいております。

基本的には、1ページに書かれているような方向性、柔軟性のある権利制限規定というのを新たな著作権システムとして構築していく必要があるだろうと。かつ、それにはニーズの明確性や正当化根拠の精査等について十分検討が必要であろうという方向性は、賛成しております。

かつ、1 ページの③に書かれておりますように、拡大集中許諾制度は我が国の法制度にはなかなか取り入れにくいものなのですが、これは個人的な考えでございますけれども、ぜひ検討していただいて、やはり権利者が知財の活用について少し臆病になっているのは、ウイン・ウインではなくて、権利制限が一方的になるのではないかと。自分たちの権利が剥奪されて、見返りのものがないのではないかという不安があるからだと思いますので、ぜひそこら辺を解決していただければと思います。

それに伴いましては、デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策は非常に重要だと思っております。従来のような、例えば映画の海賊版は、パッケージで海賊版をストップすればいいような時代とは違って、デジタル・ネットワークで侵害が瞬く間に広がっていくということについての対応を、ぜひ御検討いただければと思います。

最後に、知財教育も非常に重要だと思っております。実は日弁連は、法の教育は非常に力を入れておまして、学校の要請を受けて小中高に人材を派遣しておりますが、なかなか知財までは手が回っておりません。

もう一つ問題なのは、なかなか予算がつかない。各学校等でも講師派遣の需要というのはたくさんあると思うのですが、なかなか予算がつかないのでそういう派遣要請に応えられないということもあります。知財の人材教育というのは非常に重要なので、ぜひ国を挙げて予算の面からも御検討いただければと思います。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

浅井委員代理。

○浅井委員代理 IT産業の視点から手短かにコメントをさせていただきます。

ITの分野におきましては、AI、IoT、ビッグデータ、これらを活用したビジネスが急速に立ち上がりつつあります。このようなビジネスに関連して、知的財産推進計画2016では、いわゆる生データまたAI創作物が検討されております。その後、学習用データセットまた学習済みモデルなどの新たな情報財の重要性も認識されるに至っております。

このような情報財の生成、管理、解析、利用の各段階では、複数のステークホルダーが関与しております。ステークホルダーの間の利害を調和させて、情報財の流通、保護、利用を促進することが技術革新の鍵となります。

しかしながら、現行の知的財産法の枠組みを、例えば学習済みモデルなどの新たな情報財に適用しようとする、解決困難な課題が生じると考えております。このような課題を他国に先駆けて議論し、必要な制度整備を進めることで、我が国の産業競争力が強化されることを期待しています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

正木委員代理。

○正木委員代理 手短かに1点申し上げたいと思います。全体的な取り組みについてでござ

います。

知財推進計画2017策定に向けた検討体制ということで、資料3-2の3ページで検証・評価・企画委員会内の新たな情報財検討委員会の設置とともに、資料3-2では第4次産業革命、データAIについての各省庁での検討ということがなされて、日本経済再生本部において、次期成長戦略として集約されていくということで拝聴いたしました。

この中でIT戦略本部あるいは総務省あるいは経産省からのいろいろな検討を取り入れて、知財推進計画も策定されるということも伺いましたけれども、やはり当該体制で検討されるに当たっては、国家の競争力強化戦略ということで、一つにつながって制度設計がなされていくように、取り入れていくという流れも大事なのですけれども、議論の過程においても知的財産戦略本部が中心になって、ぜひ各省庁と連携して議論がされ、ひとつつながりの制度設計ということに結びつけられますように、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

吉沢委員代理、お願いします。

○吉沢委員代理 吉沢でございます。

世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化について、2点御意見を申し上げたいと思います。

「日本の特許庁の審査結果が海外でも通用して」ということで、最速のために権利化までの期間を平均14カ月というかなり高い目標を立てられているのですけれども、やはり前提としては審査の質が重要とっておきまして、質の高い特許の成立に向けて推進していただきたい。そのためには、優秀な審査官の育成と確保が必要だと考えております。

やや実務的な実感として申し上げますと、日本の審査で特許となったクレームが欧米とかの審査で違う引用例を引用されて拒絶理由が出されることがあります。法制の違いはもちろん、あろうかと思うのですけれども、そういったこともございますので、今後とも、取り組んでいらっしゃる審査の質の向上の取り組みをさらに強化して推進していただきたいと思います。

もう一点は「国際連携」で、既にASEAN等に審査官の研修講師として派遣されたり、いろいろ御活躍していることは十分承知しております、ぜひこの活動を続けていただきたいと思います。我ら日本の企業としましては、日本の特許庁の審査がグローバルスタンダードになって、諸外国において権利化がスムーズに進むという形を望んでおりますので、諸外国において日本の審査をよく理解していただくように、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

大変御協力いただきまして、予想以上に御協力いただきまして、2分ということで限ら

せていただきましたので、多少御発言できなかつたことですか、ほかの委員の方の御発言等で発言をされる方があれば、あと10分弱ございますので使わせていただきたいと思ひます。どなたでも結構でございますが、いかがでございますか。

よろしいですか。

今日も意見のペーパーを出していただひている委員の方がおられると思ひます。できるだけ多くの御意見を最初にいただひておひてアジェンダのセッティングをしていくということになりますので、その点に関しても御意見のある方はお願いできればと思ひます。いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

そうしたら意見交換についてはここまでとさせていただきますが、本日の議論の結果を踏まえて、次回以降、産業財産権分野とコンテンツ分野に分かれて会合を開催し、議論を深めていく予定になっております。具体的なテーマについては中村座長とも相談の上、決定をしまひたいと思ひます。

今日も御意見の中に出ておりましたけれども、新たな情報財検討委員会については、今までの産業財産権あるいはコンテンツにかなりまたがった議論が予想されるところでございます。これも一つのチャレンジでありますけれども、上手に運営してまひたいと思ひますので、これについてもさまざまな御意見をいただきながらやっていきたいと思ひております。

具体的な今後のスケジュールについて、資料5になるかと思ひますが、こちらの御説明をいただけますか。

○小野寺参事官 それでは、今後のスケジュールでございますが、本日第1回の全体会合があつたわけですけれども、新たな情報財検討委員会については、第1回会合を31日の10時～12時、第2回を12月5日の10時～12時、第3回の検討については、まだ会場が未定ですけれども、12月19日の13時半～15時半で、今、とりあえず仮置きしておひます。もちろん変わる可能性はゼロではございませんが、年内は基本的にこの方向で開催したいと思ひておひます。

あと、検証・評価・企画委員会全体のスケジュールでございますが、コンテンツ分野会合については11月22日の16時～18時、産業財産権分野会合は11月25日の9時～11時ということで、年内は1回ずつ開催いたしまして、年明け後になりまして、検証・評価・企画委員会の産業財産権分野会合とコンテンツ分野会合、新たな情報財検討委員会ですが、多分、コンテンツと産業財産権は1回ずつ、新たな情報財についてはあと2回程度開催した上で、また最後、合同会合を開催するという形になると思ひます。その上で、平成29年の年央に知的財産推進計画2017を決定いたしまして、先ほど話がありましたように、新成長戦略につなげていくという形で考えておひます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、最後に井内局長から御挨拶いただければと思います。

○井内局長 知財事務局長の井内でございます。

本日は、多様な分野に関しまして、これまでの長年の課題から昨今の新しい課題まで、非常に幅広い御指摘をいただきまして、まことにありがとうございました。

御議論の中でもたくさん出てまいりましたけれども、ビッグデータ、AI、IoT等々の新しい流れが、産業や社会を非常に大きく変えようとしているわけでございます。恐らく、それぞれの産業、それぞれの企業で、それら新技術を経営戦略、事業戦略にどう取り込んでいくのか、あるいはどう変革していくのかということ、大いに模索されている状況だろうと思っております。

そうした中で、知財というものがどういう役割を果たすのか、また、それを制度や政策といった面でどう支援ができるのか。本日もいろいろ御意見を出していただきましたが、これまでの制度の強化や見直し、さらに新しい考え方も含めて、これから議論を続けていかなければいけないと思っております。非常に大きなテーマでございますので、新たな情報財のほうでも検討いたしますけれども、産業財産権、コンテンツそれぞれの会合でも大きな視点に立って御議論いただければと思います。

とくにコンテンツ分野につきましては、これまでビッグデータやAIといったことについて御議論いただいてきておりますが、VR/ARといった新しい技術しによって、コンテンツの提供の仕方もかなり変わってくるのかなという感じがしております。また、伸びていく海外市場をどう取り込んでいくかというのは、これから課題するべき点がまだ多く残されていると思っております。そういった意味で、両分野会合ともに、互いの共通分野も含めながら、大きな視点で議論をしていただきたいと思います。これから各省の施策の状況についてもう少し詳しく御説明する会になってまいりますので、そういった視点を踏まえて、どのような制度があるべきか、政策であるべきかを、大いに御指摘いただきたいと思います。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございました。

本日の会合は、これで閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。